

令和3年6月24日
企画部地方創生推進課
0438-38-3089

東京2020オリンピック競技大会開催に伴う ナイジェリア連邦共和国選手団の事前キャンプ受入れについて

木更津市は、ナイジェリア連邦共和国と協議の結果、東京2020オリンピックに出場する同国選手団の事前キャンプを、予定どおり受入れることといたしました。

ナイジェリア連邦共和国とは、平成31年4月に事前キャンプに係る覚書を締結、同年8月にホストタウンとして登録されております。

現在、受入れに向けた調整を進めており、徹底した新型コロナウイルス感染対策を図りながら、安全・安心な事前キャンプとなるよう、取り組んでまいります。

また、事前キャンプの受入れを、ボランティア参加への機運醸成や、世界で活躍できる国際人の育成、子どもたちに挑戦することの素晴らしさ、目標に向かって努力することの尊さを伝えるといった「人づくり」や、誰もがお互いを理解して支え合い、国籍や年齢、性別、人種、民族や障害の有無にかかわらず安心して暮らせる「共生社会」の実現につなげてまいりたいと考えています。

※ 全て現時点の予定です。

1 事前キャンプ受入れ期間

令和3年7月6日(火) から 令和3年7月27日(火) まで

2 受入れ競技

バドミントン、カヌー(スプリント)、体操競技、ボート、卓球、陸上競技、テコンドー、レスリング (8 競技)

3 受入れ人数

94 名 (選手45名、スタッフ 24 名、役員・関係者 25 名)

4 宿泊施設

- (1) オークラアカデミアパークホテル (かずさ鎌足2-3-9)
- (2) パプリカホテルです (金田東1-20-20)

5 練習会場

- (1) バドミントン: 市民体育館 (貝渕2-13-40)
- (2) カヌー(スプリント): 小櫃川 (十日市場地先)
- (3) 体操競技: 中郷アリーナ (有吉932)

- (4) ボート:小櫃川 (十日市場地先)
- (5) 卓球:金田地域交流センター「きさてらす」(金田東6-11-1)
- (6) 陸上競技:江川総合運動場 陸上競技場 (江川959-1)
- (7) テコンドー:市民体育館 剣道場 (貝渚2-13-40)
- (8) レスリング:市民体育館 柔道場 (貝渚2-13-40)

6 新型コロナウイルス感染対策

(1) 「受入れマニュアル」の作成

選手等の行程表を作成するほか、双方が遵守すべき感染防止の基本原則や、選手等の滞在先・用務先、移動手段についての制限・行動ルールを定める。

(2) 感染対策の内容

① 移動

市外では、原則として公共交通機関を利用せず、専用車両(貸切バス等)により、選手等と本市のアテンド担当者のみで移動する。

市内では、原則として専用車両を利用する。徒歩移動の場合、全員がマスクを着用するとともに大声での会話を避け、住民等との社会的距離を確保する。

② 宿泊・食事

他の宿泊客など、選手等以外の者との接触を避けるための措置を取る(フロア単位の貸切又は他の宿泊客との動線を明確に分離する、共用施設の利用を避ける等)。部屋は基本的に個室とするが、難しい場合は感染防止策を行ったうえで相部屋とする。

食事は、他の宿泊客や外部との接触を避け、宿泊施設内の専用会場又は自室で摂ることを原則とする。

③ 練習

練習会場は貸切を原則とし、関係者以外の立入りは不可とする。

施設の消毒を徹底するとともに、アクリル板の設置等による飛沫対策を行う。

原則として、住民等を練習相手とすること等は避ける。

競技特有の感染症対策については、国が示した大会運営における競技別対策や、競技別ガイドラインを参照しつつ、適切な方策を講じる。

④ ホストタウン交流

選手等との接触が生じない形態での交流を原則とする。(公開練習の見学(選手等と見学者との間は十分な距離を確保し、接触は原則不可)、感染症対策に配慮しつつ国旗・横断幕・拍手など創意工夫を凝らした応援・激励、オンラインを活用した練習風景の配信、選手との対話等)

(3) 選手等の健康管理、行動管理

① 選手等の滞在時に、健康状態、他者との接触状況及び位置情報の把握を実施することを選手等に周知し、その実施を徹底する。

② 選手等の行動を、用務先(宿泊場所、競技会場、練習会場等)間の移動のみに限定する。(食事もこれらの場所にて実施)

- ③ 入国日が異なる者同士の接触を回避する(接触した場合、14 日間隔離の実効性が失われる)。
- ④ 本市の関係者のうち、選手等に常時帯同する者や選手等と同一空間で活動する者には、帯同・活動中は必要な行動管理・健康管理を実施するとともに、前後14 日間の健康フォローアップを実施する。

(4) 検査

- ① 本市に滞在中の選手等に対して、原則毎日スクリーニング検査(以下「検査」という)を実施する。
- ② 検査については、無症状者への検査であることを踏まえ、有効性が認められている抗原定量検査又はPCR検査等の遺伝子検査で実施することとする。検査の検体は、唾液とする。
- ③ 検査は市が実施することとし、検体が選手等本人から確実にかつ適切に採取されていることの確認を行う。
- ④ 本市の関係者のうち、選手等に一定の接触がある可能性のある者に対しては、原則毎日検査を実施する。その他、選手等の用務先で活動する者に対しては、定期的に検査を実施する。
- ⑤ 検査で陽性を示唆する結果が出た場合及び疑い患者発生時は、暫定隔離を行ったうえで、事前に決定した行政検査が可能な医療機関で受診し、再検査を受けることとする。
- ⑥ 陽性が確定した場合は、医師から保健所に発生届が提出され、保健所の指示に従うこととなり、重症であれば医療機関へ入院、無症状又は軽症の場合は、宿泊療養施設への入所となる。

※ ナイジェリア選手団はワクチンを接種したうえで訪日することを確認済みです。

7 その他

パラリンピック事前キャンプの受入れについては、決定次第公表いたします。

8 担当

企画部地方創生推進課
オリンピック・パラリンピック推進係
滝沢・金子・北見

T E L:0438-38-3089

F A X:0438-23-9338

e-mail:sousei@city.kisarazu.lg.jp